

令和6年4月の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第13号

令和6年4月の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟市青少年問題協議会規則の一部改正)

第1条 新潟市青少年問題協議会規則(昭和36年新潟市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第8条中「地域教育推進課」を「生涯学習推進課」に改める。

(新潟市公印規則の一部改正)

第2条 新潟市公印規則(昭和40年新潟市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表のうち(2)の表中

区健康福祉課所管事務に関する行政文書に係る電子印用	こども未来部保育課長	1	各区の健康福祉課
区健康福祉課所管事務に関する行政文書に係る電子印用	こども未来部保育課長	1	各区の健康福祉課

を

幼保運営課及び区健康福祉課所管事務に関する行政文書に係る電子印用	こども未来部幼保運営課長	1	幼保運営課及び各区の健康福祉課
----------------------------------	--------------	---	-----------------

幼保運営課及び区健康福祉課所管事務に関する行政文書に係る電子印用	こども未来部幼保運営課長	1	幼保運営課及び各区の健康福祉課
----------------------------------	--------------	---	-----------------

に、

」

「、農業活性化研究センター、東部地域下水道事務所北下水道分室及び西部地域下水道事務所秋葉下水道分室」を「及び農業活性化研究センター」に改める。

(新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会規則の一部改正)

第3条 新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会規則（平成30年新潟市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第13条中「保育課」を「幼保支援課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。